



埼玉県報

第247号
令和3年(2021年)
9月28日
火曜日

目次

規則

- 埼玉県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（森づくり課）

告示

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 東松山都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧(公園スタジアム課)
- A I - O C R 機器等の賃貸借に関する落札者等の公示(会計課)
- セキュアモバイルシステム機器等の賃貸借に関する落札者等の公示(会計課)
- 自動車保管場所証明電子化システム用機器等の賃貸借に関する落札者等の公示(会計課)

規 則

埼玉県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年九月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第七十二号

埼玉県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

埼玉県林業・木材産業改善資金貸付規則（昭和五十二年埼玉県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「次条第一項第六号」を「次条第一項第七号」に改め、同条第二号中「次条第一項第九号」を「次条第一項第十号」に改める。

第二条第一項中第九号を第十号とし、同項第八号中「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」を「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に、「第十二条」を「第十九条」に改め、同号を同項第九号とし、同項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第十六条に規定する認定特定植栽事業者が認定特定植栽事業計画に従って特定植栽事業を実施するのに必要

な林業・木材産業改善資金に係る貸付金 十二年以内

第二条第二項中「第六号及び第九号」を「第七号及び第十号」に改める。

附則第二項中「受けたもの」を「受け、かつ原子力災害（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による影響を受けているもの」に、「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同項の表第二条第一項第二号及び第六号から第九号までの項中「第六号から第九号まで」を「第七号から第十号まで」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条第一項第八号の改正規定（同号を同項第九号とする部分を除く。）は、令和三年十月一日から施行する。

告示

埼玉県告示第千七七十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施設を担当する機関として、次の者を指定した。

令和三年九月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
医療法人社団康良会 いまいクリニック	医療法人社団康良会	春日部市上蛭田二五〇一	令和三年八月二日
團クリニックス	医療法人社団理宏会	上尾市仲町一―七―二七ア―クエムビル六階A号室	令和三年八月一日
医療法人翔誠会 もとはしクリニックス	医療法人翔誠会	戸田市喜沢南二―七―一四	令和三年九月一日
さけみ眼科	酒見 文人	所沢市狭山ヶ丘一―二九九三―五狭山ヶ丘メデイカルガーデン二F	令和三年八月一日
医療法人瑛友会 下藤沢皮フ科クリニックス	医療法人瑛友会	入間市下藤沢四―一―三	令和三年五月一日
埼玉おひさまクリニックス	一般社団法人宝寿会	ふじみ野市上福岡五―一―九 藤ノ木ビル一〇一	令和三年九月一日

オレンジ薬局	ウエルシア薬局坂戸浅羽野店	匠の杜薬局	クオール薬局 イアラ熊谷店	くずわだ薬局	ウエルシア薬局富士見上沢店	マリブ調剤薬局	クスリのアオキ宮代薬局	ひろ歯科医院	下山歯科診療所	加藤クリニック
株式会社マツモトフアーマシー	株式会社	株式会社メデイレボ	株式会社クオール熊谷	株式会社アルファメディック	株式会社	山岡 尚弘	クスリのアオキ	大島 弘和	下山 大慈	加藤 大希
幸手市幸手一五一三	坂戸市浅羽野一〇二二	行田市下忍一〇四四	熊谷市筑波三二〇二 テイクア ラ二一 二階	熊谷市葛和田九三四	富士見市上沢一〇一九	春日部市上蛭田二五	南埼玉郡宮代町本田五	北本市高尾一〇七一	児玉郡美里町小茂田四〇五	秩父市宮側町一二
令和三年八月一日	令和三年七月五日	令和三年八月一日	令和三年九月一日	令和三年七月一日	令和三年九月一日	令和三年八月一日	令和三年九月一日	令和三年四月一日	令和三年八月一日	令和三年八月一日

訪問看護ステーションあやめ加須	訪問看護ステーションあやめ花園	訪問看護ステーションまち鶴ヶ島	灯音訪問看護ステーション	在宅看護センター 笑がお	SOMPPOケア 戸田 訪問看護
株式会社ファーストナース	株式会社ファーストナース	株式会社福祉の街	株式会社ココリタ	株式会社Coring	SOMPPOケア 株式会社
加須市土手二一―二一ヒルサイドテラスⅡ一〇一号室	深谷市田中二三二六―二ロイヤルハイツA一〇一	鶴ヶ島市松ヶ丘二―九―三三藤プラザ二〇九号	飯能市東町六―一六―一〇五菊屋ビルF	朝霞市仲町一―一―四八蕪木ビル三一〇号	戸田市新曽二二五二
一日	一日	令和三年八月一日	令和三年九月一日	令和三年九月一日	令和三年八月一日

二 指定施術機関

氏名	住所	施術所		指定年月日
		名称	所在地	
辻 惇哉		ジュン整骨院	新座市栄五―九―四	令和三年七月十九日
羽崎 涼		KOKUA整骨院	さいたま市浦和区仲町二―三―二一木村ビルF	令和三年九月十三日
榎場 宏太		たかさかウイル接骨院	東松山市元宿二―二一―六プラザS―F	令和三年九月一日
寺川 雅美		デライト訪問マッサージ	富士見市ふじみ野西三―二―七ロイヤルパレスふじみ野一〇六	令和三年八月十八日
根岸 諒		株式会社アメニティーサービス	さいたま市見沼区東大宮四―二六―三鯨井ビル二〇一	令和三年九月一日
角間 信央		からだ元気治療院 野田店	千葉県野田市野田六七〇―九	令和三年八月十五日
松原 詩織		ハートフル鍼灸治療院 越谷	越谷市南越谷四―八―六キャピタル新越谷三〇二	令和三年九月一日

告示

埼玉県告示第千七十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和三年九月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
共創未来 狭山ケ丘薬局	名称	ハートフル薬局狭山ケ丘店	共創未来 狭山ケ丘薬局
さいゆう訪問看護ステーション	所在地	草加市松原一―七一―二二	草加市松原一―七一―二二 さいゆうトモス六〇二号
優訪問看護ステーション	所在地	所沢市山口一七四二―六	所沢市山口五一九二―二 ニルミエール一〇二
	開設者名称	優'sカンパニー合同会社	株式会社優輝
じゅん歯科	所在地	入間市下藤沢八八九―二〇	入間市下藤沢五―二七―三七

二 指定施術機関

氏名		変更事項	
藤井 里実	江尻 伊正	森井 浩太	
施術所	施術所		変更事項
所在地	所在地	名称	所在地
名称	所在地	名称	名称
三―七 吉川市平沼一六五	(追加)	(追加)	朝霞市泉水一―八 ―四
二―六 吉川市中央三―一	鴻巣市本町四―五 ―九新井ビル一〇 三号室	KEIROW 鴻巣ステーション	和光市本町三―一 ―五
			朝霞市 朝霞 ゆうしん整骨院
			和光市 光院 ゆうしん接骨院
			変更前
			変更後

告示

埼玉県告示第千七百七十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和三年九月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
医療法人社団康良会春日部市上蛭田六三一―二九一ビル二 いまいクリニック	F	令和三年八月一日
團クリニック	上尾市仲町一―五―八―一 A	令和三年七月三十 一日
内山医院	鴻巣市愛の町四四	平成二十九年十二 月十九日
さけみ眼科	所沢市狭山ヶ丘一―二九九四―五プラ ムオノ一 F	令和三年七月三十 一日
下藤沢皮フ科クリニ ック	入間市下藤沢七七一―四	令和三年四月三十 日
加藤クリニック	秩父市宮側町一二―一二	令和三年七月三十 一日
上吉田医院	秩父市上吉田四二九四―一	令和三年八月一日

島	ビュートゾルフ鶴ヶ島	オレンジ薬局	ウエルシア薬局 戸浅羽野店	匠の杜薬局	喜多町薬局	マリブ調剤薬局	下山歯科診療所	ライフひまわり歯科	アーバンデンタルクリニック
島	鶴ヶ島市松ヶ丘二―九―三三 藤プラ ザ二〇九号	幸手市幸手一五―一―三	坂戸市浅羽野一―二―一	行田市下忍一〇四四―一	所沢市喜多町一四―一〇	春日部市上蛭田六三〇―一 関根マンシ ヨン一〇二	児玉郡美里町小茂田四〇五―五	入間郡毛呂山町岩井西三―一―二―三四 ライフ毛呂山店二階	草加市高砂一―一―二―四八 ドーム・ヨシタケ一
一日	令和三年七月三十	令和三年七月三十 一日	令和三年七月四日	令和三年七月三十 一日	令和三年八月十日	令和三年七月三十 一日	令和三年七月三十 一日	令和三年八月二十 八日	令和三年七月三十 一日

二 指定施術機関

町田 陽史	成田 昌司	氏名	
		住所	
ホームケアあゆみ	新座ひょうたん島 接骨院	名称	施術所
二〇二 六―一 ベルセゾンⅡ	〇 一	所在地	
一日 令和三年七月三十	日 令和三年八月十一	廃止年月日	

告示

埼玉県告示第千八十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和三年九月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	みかん薬局 川店 桶
所在地	桶川市坂田一 五一九―九
開設者名	株式会社ケミ カル
サービスの種類	居宅療養管理 指導 介護予防居宅 療養管理指導
指定年月日	令和三年四月一 日

告示

埼玉県告示第千八十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

令和三年九月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
介護老人保健施設 ケアステーション所 沢	事業者所 在地	所沢市東狭山 ケ丘六―二八 二三―一二	所沢市東狭山 ケ丘六―二八 三五―二	訪問リハビリテーシ ョン 介護予防訪問リハビ リテーション 通所リハビリテーシ ョン 介護予防通所リハビ リテーション 短期入所療養介護 介護予防短期入所療 養介護 介護老人保健施設
三ヶ島第2地域包 括支援センター	事業者所 在地	所沢市東狭山 ケ丘六―二八 二三―一二	所沢市東狭山 ケ丘六―二八 三五―二	介護予防支援
グループホーム こ ころ	事業者所 在地	所沢市東狭山 ケ丘六―二八 二三―一二	所沢市東狭山 ケ丘六―二八 三五―二	認知症対応型共同生 活介護 介護予防認知症対応 型共同生活介護
特別養護老人ホー ム康寿園	事業者所 在地	所沢市東狭山 ケ丘六―二八 二三―一二	所沢市東狭山 ケ丘六―二八 三五―二	介護老人福祉施設

居宅介護支援事業 CORE	か デイサービス ほの		有限会社エコステ ーションくまがや		介護サポートエ ス・エイチ・アイ		吉川松伏医師会訪 問看護ステーション		くわのみクリニク 通所リハビリテーシ ョン	康寿園短期入所生 活介護事業所	多機能ホームゆう
事業所 所在地	事業所 所在地	事業所 所在地	事業所 所在地	事業所 所在地	事業所 所在地	事業所 所在地	事業所 所在地	事業所 所在地	事業所 所在地	事業所 所在地	事業所 所在地
白岡市高岩字 野中九九〇	群馬県高崎市 倉渕町権田五 四七五	熊谷市善ヶ島 九三一―二	群馬県高崎市 倉渕町権田五 四七五	熊谷市中奈良 一五二二―七	深谷市宿根一 四四〇―七	深谷市宿根一 四四〇―七	吉川市平沼一 二三五一―	吉川市平沼一 二三五一― 三F	所沢市東狭山 ヶ丘六―二八 二三―一二	所沢市東狭山 ヶ丘六―二八 二三―一二	所沢市東狭山 ヶ丘六―二八 二三―一二
白岡市新白岡 三―四― ネ・グラ デン五号室	熊谷市善ヶ島 六三二―三	熊谷市善ヶ島 六三二―一	熊谷市善ヶ島 六三二―三	熊谷市善ヶ島 六三二―三	深谷市宿根五 〇四―二	深谷市宿根五 〇四―二	吉川市中央二 一七―一〇	吉川市中央二 一七―一〇 三F	所沢市東狭山 ヶ丘六―二八 三五―二	所沢市東狭山 ヶ丘六―二八 三五―二	所沢市東狭山 ヶ丘六―二八 三五―二
居宅介護支援	通所介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸 与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用 具販売	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸 与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用 具販売	訪問看護 介護予防訪問看護 居宅介護支援	訪問看護 介護予防訪問看護 居宅介護支援	通所リハビリテーシ ョン 介護予防通所リハビ リテーション	短期入所生活介護 介護予防短期入所生 活介護	小規模多機能型居宅 介護 介護予防小規模多機 能型居宅介護

告示

埼玉県告示第千八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和三年九月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
そうごう薬局 八潮店	八潮市中央三 一―一―二	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	令和三年六月三十 日
喜多町薬局	所沢市喜多町一 四―一〇	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	令和三年八月十日
デイサービス まなみや	秩父市中村町二 ―四―九	通所介護	平成二十八年三月 三十一日

告示

埼玉県告示第千八十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年九月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
フォルテ上之

埼玉県熊谷市上之字町田二千百三十八番一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）フォルテ上之

埼玉県熊谷市上之字町田二千百三十八番一外

（変更後）フォルテ上之

埼玉県熊谷市上之字町田二千百三十八番一外

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番 外 計七者

（変更後）株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番 外 計五者

ハ 変更年月日

令和三年十月五日外

ニ 届出年月日

令和三年九月十三日

二 縦覧期間

令和三年九月二十八日から令和四年一月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に
対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年九月二十八日から令和四年一月二十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千八十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年九月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

フォルテ上之

埼玉県熊谷市上之字町田二千百三十八番一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）株式会社ベルク 午前八時から翌午前〇時

フジパństアール株式会社 午前八時から翌午前〇時

株式会社ファーストリテイリング 午前六時から午後十時

株式会社大創産業 午前十時から午後八時

株式会社マツモトキョシ 午前九時から午後九時

（変更後）株式会社ベルク 午前八時から翌午前〇時

フジパństアール株式会社 午前八時から翌午前〇時

株式会社ファーストリテイリング 午前六時から午後十時

株式会社大創産業 午前九時から午後十時

株式会社マツモトキョシ 午前九時から午後十一時

ハ 変更年月日

令和三年九月二十八日

ニ 届出年月日

令和三年九月十三日

二 縦覧期間

令和三年九月二十八日から令和四年一月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に
対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年九月二十八日から令和四年一月二十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千八十五号

測量計画機関である公益社団法人埼玉県農林公社から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年九月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

公益社団法人埼玉県農林公社

二 作業種類

公共測量（公社営農地耕作条件改善事業 藤井下組地区）

三 作業地域

羽生市大字藤井下組地内

四 作業期間

令和三年九月八日から令和四年二月二十八日まで

告示

埼玉県告示第千八十六号

測量計画機関である埼玉県から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年九月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

埼玉県

二 作業種類

公共測量（一級水準測量）

三 作業地域

川越市、熊谷市、川口市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、美里町、神川町、上里町、寄居町、宮代町、杉戸町、松伏町

四 作業期間

令和三年八月六日から令和四年三月二十五日まで

告 示

埼玉県告示第千八十七号

東松山市から東松山都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部公園スタジアム課において縦覧に供する。

令和三年九月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千八十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年九月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

A I - O C R 機器等の賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁

目15番1号

3 落札者を決定した日

令和3年8月10日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社 J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

5 落札金額

97,647,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和3年6月22日

告 示

埼玉県告示第千八十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年九月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

セキュアモバイルシステム機器等の賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁

目15番1号

3 落札者を決定した日

令和3年8月12日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

5 落札金額

488,796,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和3年6月29日

告 示

埼玉県告示第千九十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年九月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

自動車保管場所証明電子化システム用機器等の賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和3年8月10日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

5 落札金額

204,976,200円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和3年6月25日